

令和4年2月17日

「岡山県BCP認定制度」認定ロゴマーク使用規約

岡山県産業労働部
経営支援課

1. 目的

「岡山県BCP認定制度」認定ロゴマーク使用規約（以下「本使用規約」という。）は、岡山県BCP認定制度の認定を受けた事業者等が、「岡山県BCP認定制度」認定ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用にあたって、遵守すべき事項を定めるものです。

2. 「岡山県BCP認定制度」認定ロゴマークについて

岡山県BCP認定制度は、災害等不測の事態が発生した場合でも、事業を継続するために必要なBCP（事業継続計画）について、策定の機運を高め、優良な取組の普及を図るため、実施しています。

本ロゴマークは、岡山県BCP認定制度のシンボルとして活用するために作成しました。



地震、風水害、感染症リスクの内、

- ・ 1つのリスクを想定し、BCPを策定している場合…1つ星認証
- ・ 2つのリスクを想定し、BCPを策定している場合…2つ星認証
- ・ 全てのリスクを想定し、BCPを策定している場合…3つ星認証

3. ロゴマークの使用

（1）岡山県BCP認定制度の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、ロゴマークを使用して、広報活動や販売活動を展開することができます。

（2）認定事業者は、認定期間内において、ロゴマークを無償で利用することができます。

- (3) 認定事業者は、ロゴマークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできません。
- (4) 認定事業者が、岡山県BCP認定制度の認定取消しを受けた場合、当該事業者はロゴマークを使用することができません。
- (5) 認定事業者は、ロゴマークを使用する際は、基本データをそのまま使用し、「色の変更」や「影付け」、「縁取り」、「変形」、「回転」等の加工は加えないでください。また、以下のような使用を行った場合は、ロゴマークの使用の取消し、停止などの措置をとることがあります。
- ①法令や公序良俗に反する方法で使用する
 - ②特定の政治、宗教、選挙の活動に使用する
 - ③その他、岡山県BCP認定制度の趣旨に明らかに反するような方法で使用する
- こと
- (6) 認定事業者以外は、ロゴマークを使用することができません。ただし、下記の場合を除きます。
- ①岡山県BCP認定制度の取組を広報することを目的として、公的機関やメディア関係者等が使用する場合など、岡山県の許諾がある場合
 - ②その他、事業者の事業継続力の強化に努める機関等が使用する場合など、岡山県の許諾がある場合
 - ③上記①②に該当する機関においては、「使用規約同意書」を、岡山県経営支援課(keiei@pref.okayama.lg.jp)に提出し、岡山県の許可が得られた場合にのみ、ロゴマークを使用することができます。

4. 権利設定の禁止

ロゴマークの使用者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録することはできません。

5. 紛争の解決

使用者は、ロゴマークの使用について、第三者との間に紛争が生じた場合、自己の責任と費用負担において解決するものとします。

6. 使用状況の報告

岡山県は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求めることがあります。

7. 規約の改定

本使用規約は、必要に応じて改定する場合があります。

別紙

1. カラーについて

ロゴマークには、①～③の配色パターンがあります。

表示カラーについては、指定の色彩のみを使用してください。

※県では、パターン①を基本使用ロゴマークとし、認定証等に活用しています。

パターン①



■ C:100 M:60 Y:0 K:0

■ C:60 M:25 Y:0 K:0

パターン②



■ C:0 M:80 Y:0 K:0

■ C:0 M:50 Y:0 K:0

パターン③



■ C:0 M:0 Y:0 K:90

■ C:0 M:0 Y:0 K:60

2. 表示サイズについて

ロゴマークの最小印刷サイズは、幅 10mm以上でなければいけません。

